ID:　310

担当部署:　経済部 農務課 畜産係

処分の概要	分担金の徴収
例規名 根拠条項	名寄市畜産基盤再編総合整備事業分担金徴収条例　第1条
例規番号	平成18年条例第170号

【根拠条文】

(趣旨)

第1条　この条例は、財団法人北海道農業開発公社が施行する畜産基盤再編総合整備事業(以下「事業」という。)に要する費用に充当するための分担金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

【基準】

根拠条文、第2条及び第3条の規定による。

(分担金の徴収)

第2条　市長は、事業により利益を受ける者(以下「受益者」という。)から地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、分担金を徴収する。

(分担金の額)

第3条　分担金の額は、事業に要する経費のうち、国及び道から交付を受けた補助金の額を減じた額の範囲内において、市長が定める。

備考

設定年月日	平成28年8月15日	**最終変更年月日**	年　月　日